

職員ジョブリターン（復職）制度要領

第1条（目的）

この要領は、レーク滋賀農業協同組合（以下「組合」という）を所定の事由でやむを得ず退職した正職員が復職し、再び組合でその経験や知識・技能を発揮することを目的とする。

第2条（対象者）

以下の条件をすべて満たす者。ただし、本制度の適用は1回に限る。

（1）退職事由

結婚、妊娠、出産、育児、介護、病気療養、自己啓発（就学・資格取得等）、家庭の事情、その他組合が認めた事由等で自己都合退職した者

（2）年数要件

原則として、勤続期間3年以上で、退職から15年以内の者

（3）年齢制限

申請時に原則50歳未満であること

第3条（雇用形態）

復職後の身分は正職員とし、ブランク解消と本人および組合の相互の見極めを図るため、採用後3ヶ月は試用期間を設ける。なお、入組日は4月1日または10月1日を原則とする。

第4条（賃金・処遇）

本制度対象者を復職させる場合は、退職前の職能等級、勤続年数、退職から復職までの就労経験等を評価して賃金・処遇を決定する。

第5条（制度利用の申請）

- 1 本制度の申請は随時受付する。
- 2 本制度の申請には次の書類の提出を求める。
 - （1）職員ジョブリターン（復職）制度利用申請書
 - （2）職務経歴書

第6条（採用選考）

制度利用を希望する申請者のなかから、次の順序で採用審査を行い、採否を決定する。

- （1）書類審査
- （2）面接審査

第7条（入職手続き）

復職を許可されたものは、審査の結果通知後2週間以内に指定された書類を提出し、入職の手続きを行わなければならない。

第8条（勤続年数の通算）

復職後の勤続年数は以前の勤続年数と通算しない。

第9条（採用の保証）

本制度は復職を保証するものではなく、退職後の個人の状況、能力、本人が希望する職務及び雇用条件の如何によって復職を認めないことがある。

第10条（その他）

本要領の解釈に疑義が生じた場合は、その都度、理事長が決定する。

第11条（改廃）

この要領の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則（令和7年9月24日）

この要領は、令和7年10月1日から施行する。